◎新潟県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年３月25日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　一般国道　460号

２　供用開始の区間

新発田市富塚町１丁目1766番から同市荒町字元宮甲1520番５まで

３　供用開始の期日　　平成25年３月25日